

# 総合評価落札方式における留意点について (Q&A) (R4年度版)

令和4年12月9日

奈良県 県土マネジメント部



# 目 次

- ◆ Q1 Q4総合評価落札方式に関する一般的なQ&A
- ◆ Q5 Q13技術提案書(事前) (事後)の提出に関するQ&A
- ◆ Q14 Q46
  「企業の施工実績等」に関するQ&A
- ◆ Q47 Q74
  「技術提案」に関するQ&A
- ◆ Q75 Q77 その他



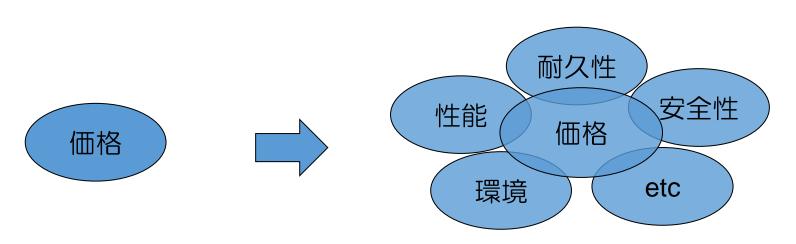
#### Q1 そもそも「総合評価落札方式」とは何ですか。

#### **△1-1** ○従来の価格競争

発注者の示した仕様を満たす範囲の工事を最も低価格で施工できるものと契約

#### ★総合評価方式

供給される工事の品質(建設される構造物だけでなく、その施工 方法や安全対策、環境対策等も含む。)と価格を総合的に評価し、 最も優れた工事を施工出来るものと契約





#### Q1 そもそも「総合評価落札方式」とは何ですか。

#### A1-2 ■総合評価落札方式 型式の例(土木一式の場合)

タイプ別		加算点(点)			
	細分類	技術提案に係る 項目又は施工計画	企業の 施工実績等	dž	
標準型①	WTO	54	1	54	
(9億円以	以上)	48	6	54	
標準型②	(3億~9億未満)	24	10	34	
簡易型①	(1億~3億未満)	12	10	22	
	施工者希望 I 型	12	10	22	
(1億~ 1.5億 -	企業チャレンジ評価型	12	4.5	16.5	
未満)	若手・女性チャレンジ評価型	12	10	22	
簡易型②	(5千万~1億未満)	6	10	16	
	施工者希望 I 型	6	10	16	
	企業チャレンジ評価型	6	7.5	13.5	
	若手・女性チャレンジ評価型	6	10	16	
	デジタル技術活用型	6	11	17	
	地域防災力強化型	6	11	17	

タイプ別		加算点(点)			
	細分類	技術提案に係る 項目又は施工計画	企業の 施工実績等	計	
育成型①	施工実績評価型	6	7.5	13.5	
(3千万~  5千万	工事成績評定点評価型	6	7.5	13.5	
未満)	施工者希望 [ 型	6	7.5	13.5	
	企業チャレンジ評価型	3	6.5	9.5	
	若手・女性 チャレンジ評価型	6	7.5	13.5	
	デジタル技術活用型	6	9.5	15.5	
	地域防災力強化型	6	9.5	15.5	
育成型②(試行) (5百万~3千万未満)		4	7	11	

土木一式以外の工種については、下記URLより 建設工事等発注基準を参照下さい。 http://www.pref.nara.jp/32599.htm (建設工事等発注基準について/奈良県公式HP)



### Q1 そもそも「総合評価落札方式」とは何ですか。

#### A1-3 ■落札者決定基準の例(簡易型①(一般土木等)の場合)

分	類	評	価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準		配点		
				材料や構造物の品質確認 方法、管理方法の適切性 (評価項目に付き最大2 提案までとし、3提案以 上記入があった場合は、	a品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた 工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/ 1提案	提案 左記得 点の合 計点		
	施				b.品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫 かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/ 1提案			
	エ			当該項目の全ての提案を 評価対象外とする)	c.品質の確認方法、管理方法が適切であるが、 上記a、bに該当しない	0	点	小計12 - 点	
技	計			現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の	a.現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れ た工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	3点/ 1提案	左記得	満点	
術	画③安全管理	適切性(評価項目に付き 最大2提案までとし、3 提案以上記入があった場 合は、当該項目の全ての	b.現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫 かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/ 1提案	点の合 計点 MAX6				
提			古は、当該項目の主での   提案を評価対象外とす   る)	提案を評価対象外とす	c.現地条件を踏まえ安全管理が的確に図られている が、上記a、bに該当しない	0	坻		
案		工事成績評 定点(JVは	過去5年間に元請(JVの構成員 として請負った工事を含む)と	a. 65点以上	-65	P定点の平均値 )×0.1 MAX2.5			
書	一	業	 業	別に採点し、   企   出資比率に	た   出資比率に   *アヒニ┉ロパシーアンアロは、ロッ━   * * * * * * * * * * * * * * * * * *		P定点の平均値 ) × 0.4		
		業 よる加重平 点の平均値(過去5年間の全 切とする) 数の平均値)	点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)	c. 60点未満	_	-3 小計1 C			
		実積	工実	表彰(JVは 全構成会社別	     過去 <b>5</b> 年間における奈良	a.下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	O.5点/ 1表彰	左記 存点 の合	満点
			瀬	に採点し、出 資比率による 加重平均とす	県県土マネジメント部発 注の一般土木工事等に対 する表彰	b.下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	O.25点/ 1表彰	計占	
			る)		c. 上記a、bに該当しない		0		



### Q1 そもそも「総合評価落札方式」とは何ですか。

#### **△1-4** ■ 落札者決定基準の例(簡易型①(一般土木等)の場合)

分	類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
				a.本社、工場等、当該関係部署がISO9000シリーズ かつISO14000シリーズ認証を取得している	1		
技		I SO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)		b.本社、工場等、当該関係部署がISO9000シリーズ 又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5		
				c.上記a、bに該当しない	0		
術	業			a.主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2		
	の施	配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点 する)または専任補助者	過去15年間の元請(JVの構成員として 請負った工事を含む)として完成・引渡 が完了した最終請負金額(税込み)が2 千5百万円以上の同種工事についての主	b.主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1	小計	
提	エ	(現場代理人)の実績	任技術者・監理技術者・現場代理人とし ての施工経験	c.現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共 法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事 の施工実績がある	1	1 O 点 満点	
	実			d.上記a、b、cに該当しない	0		
案	績	地域精通度		a.「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている 本店」がある	2.5	]	
			(JVは全構成会社別に 採点し、出資比率による 加重平均とする)	本店の所在地	b.「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業 の建設業許可を受けている本店」がある	1.5	
書		等		c.上記a、bに該当しない	О		
		社会・地域貢献 (JVは全構成会社別に 採点し、出資比率による	災害協定の締結	a.国土交通省近畿地方整備局又は奈良県と、災害協定を締結 していることが確認できる	1		
		採点し、出質比率による 加重平均とする)		b.上記aに該当しない	0		
加 算 点 合 計 22					22点満	点	



- Q2 入札時に添付する配置予定技術者等申告書に関して、失格となる のはどのような場合ですか。
- A2 配置予定技術者等申告書に記入された配置予定技術者、専任補助者及び現場代理人(以下、「配置予定技術者等」という。)の氏名と、技術提案書等提出書(事後)の様式12「配置予定技術者の実績(同種工事の施工経験)」(若手・女性チャレンジ評価型にあっては、様式12-2「配置予定技術者」)に記載された配置予定技術者等の氏名が異なる場合は、失格となります。

単純な漢字の間違いや、旧字体と新字体の混同などの場合も、同一の人物と特定できないため、失格となります。 申告書の提出にあたっては記入内容を十分に確認してください。



Q3 入札時に添付すべき配置予定技術者等申告書を添付し忘れてしまった場合、失格となりますか。

#### **A3** 失格にはなりません。

ただし、技術提案書(事後)の審査の結果、配置予定技術者の評価の点数が自己採点申告書の点数を下回った場合は、「企業の施工実績等(工事成績評定点や地域精通度等)」の全ての項目をO点で評価します。

配置予定技術者の評価の点数が自己採点申告書の点数と同点以上であった場合は、自己採点のとおり評価します。



- Q4 入札時に添付する配置予定技術者等申告書について、複数名の配置予定技術者を申告する場合は、ひとつの欄に複数名の名前を記載していいですか。

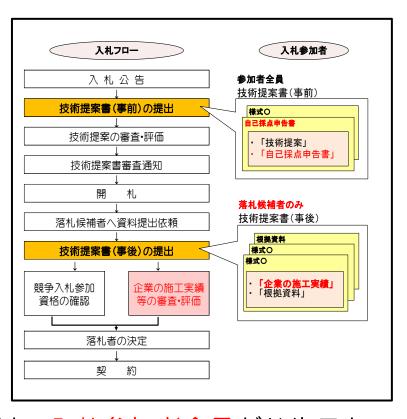
複数名の配置予定技術者を記入する場合は、様式を人数分用意するか、一枚の様式内に記載欄を人数分作成したうえで、それぞれの欄に1名ずつ記載するようにしてください。



#### Q5 技術提案書の提出手続きについて教えて下さい。

#### **A5**

令和元年6月1日以降の公告工 事から、「企業の施工実績等」 については、事後審査となりま した。事後審査とは、 施工実績等」について、入札参 加者が自己採点した値と評価値 (発注者が評価する技術提案の 評価点及び入札価格をもとに算 出した値)の合計が最も高い者 についてのみ、根拠資料等の審 査を行うものです。



なお、技術提案書(事前)とは、入札参加者全員が公告日から技術提案書(事前)の提出日までの間に提出する資料のことをいい、技術提案書(事後)とは、落札候補者のみが開札後公告に指定する期日までに提出する資料のことをいいます。



- Q6 技術提案書等提出書(事前)・(事後)の提出日付はいつにすればよいですか?また、会社印は省略できますか?
- A6 技術提案書等提出書(事前)(様式7-1)の日付は、実際に郵送する日付としてください。技術提案書の締切日以降とならないよう注意してください。

技術提案書等提出書(事後)(様式7-3)の日付は、実際に持参する日付としてください。

会社印の押印は必須です。押印がない場合、技術提案書の提出者が特定できないため、欠格(失格)とします。



- ②7 「企業の施工実績等」について、事後審査化に伴い技術提案書の 提出が事前と事後に分かれましたが、技術提案書(事前)の提出 時に「企業の施工実績等」に係る全ての様式及びその根拠資料を 添付することで、落札候補者となった場合にも技術管理課に提出 したことにはならないのですか?
- A7 「企業の施工実績等」の事後審査化については、資料作成・確認の改善を図るため、導入した制度です。 技術提案書(事後)は、開札後、落札候補者のみに提出していただくこととしていますので、技術提案書(事前)に全ての様式及びその根拠資料を添付するのではなく、落札候補者となった場合のみ、提出して下さい。



- **Q8** 技術提案書(事前)で、欠格になるのはどのような場合ですか?
- A8-1 欠格になる場合は、下記事例によることが多く見受けられます。
  - ・工事名・工事番号が適正でない(未記載、誤記)場合※印字切れにより、工事名や工事番号が判読できない場合もあります。
  - 会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が 記載されていない、正しく記載されていない(誤記、誤植など)場合や押印がない場合
  - ・提出期限までに提出されない場合
  - 提出書類の様式が一部でも不足している場合
    - ※令和元年6月1日以降公告の工事から、「企業の施工実績等」が事後審査化 となったことに伴い、様式7-2「自己採点申告書」が新たに追加となりまし たので、注意して下さい。
    - ※初回入札参加時に提出する工事成績評定点(様式9)について、提出漏れによる欠格が多く見られますので、注意してください。



#### **Q8** 技術提案書(事前)で、欠格になるのはどのような場合ですか?

#### A8-2

- ・施工計画(技術提案に係る項目)の記載内容が適正でない(未記載及び技術提案内容が入札参加者独自の提案でないことを確認した場合を含む)場合、又は提案を求める事項が1つでも欠落している場合(評価項目において、「(I)及び(I)について必ず提案すること」と記載されている場合【例1】に、どちらかの提案が欠落している場合を含む)
- ・当該工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合(実施しない工種や工法、提案を求めていない工種や工法、無関係な地名、現場条件などに関する記述)【例2】【例3】

例1:盛土工の品質を確保するための具体的な工夫

(I) 盛土材料に関する工夫について1提案

(Ⅱ) 盛土の転圧に関する工夫について1提案

例2:「補強土壁工」に対する提案を求めているが、当該工事では実施予定のない

「鉄筋挿入工」に対して記載している

例3:技術提案に記載されている路線名が当該工事には存在しない



- Q9 技術提案書(事後)で、失格になるのはどのような場合ですか?
- A9 失格になる場合は、下記事例によることが考えられます。
  - ・工事名・工事番号が適正でない(未記載、誤記)場合 (※印字切れにより、工事名や工事番号が判読できない場合も あります。)
  - ・会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、正しく記載されていない(誤記、誤植など)場合や押印がない場合
  - ・提出期限までに提出されない場合
  - 提出書類の様式が一部でも不足している場合
  - 様式12に配置予定技術者等の氏名が記載されていない場合
  - ・様式12に記載の配置予定技術者等の氏名が配置予定技術者等 申告書に記載のものと一致しない場合



- Q10 技術提案書(事後)を提出する際、技術管理課で収受印を押印していますが、収受印が押印されたということは、提出書類の内容に問題が無いと判断されたと考えてよろしいですか?
- A10 収受印は、提出期限までに技術提案書(事後)が確かに提出されたことを受発注者双方が確認したことを証明するものです。 技術提案書(事後)の内容の評価は収受後に開かれる総合評価審査委員会での審査に基づき決定するので、収受印を押印する段階では評価は確定していません。

なお、受付時の簡易な確認作業の際、様式の抜けや根拠の不備等を指摘する場合がありますので、提出期限よりも余裕をもってご来庁いただくことをお勧めします。提出期限を過ぎてしまった場合、技術提案書(事後)は収受できません。

また、速やかに総合評価審査委員会を開催し、早急な契約手続き を進めるため、収受印の押印後の添付資料の追加や様式の差替は 認められません。



- Q11 技術提案書(事後)の内容について、収受前に審査してもらえませんか?
- A11 配置予定技術者の施工経験をはじめ、技術提案書(事後)に記載の内容の評価については、収受後に開かれる総合評価審査委員会での審査に基づき決定されます。

  従って、技術提案書(事後)の収受前にその内容を審査する行為

従って、技術提案書(事後)の収受前にその内容を審査する行為 は事前審査にあたるため、一切実施しておりません。

なお、同種工事の施工経験にあたるかどうかの判断は、たとえ奈 良県の発注工事であっても、添付書類のみを根拠に行われるため、 詳細がわかる資料を添付してください。



- Q12 技術提案書(事前)を提出してから開札までの間に、様式7-2 (自己採点申告書)に記載した点数の間違いに気付きました。特に地域精通度については、明らかに間違いが分かる項目でもあるので、技術管理課で正しい点数に修正してもらえますか?
- A12 原則として、自己採点申告書の修正は行いません。記載した点数 をよく確認の上、技術提案書(事前)の提出をお願いします。

なお、以下の場合に限り、開札までに点数を修正します。

- ①「自己採点(入札参加者記入)」欄に点数が記載されていない(点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。)評価(審査)項目、「配点」欄に設定のない点数を記載した評価(審査)項目については、当該評価(審査)項目の配点における最低の点数に修正のうえ、評価するものとします。
- ②加算点合計の点数に誤りがあった場合は、適切な合計点数に修正の上、評価 するものとします。
- ③過去5年間の工事成績評定点の平均値については、県のデータベースに基づき評価した平均値を採用します。



- Q13 一括審査方式の工事の技術提案書(事前)・(事後)において、様式内に記載の「電子入札参加申込書を提出した工事、入札書及び入札金額の内訳書の提出した工事(以下、入札参加という)」以外の工事名・工事番号は削除する必要がありますか。
- A13 技術提案書(事前)・(事後)において、様式にあらかじめ記載されている工事名・工事番号を削除する必要はありません。

入札参加していない工事名・工事番号が記載されていても、技術 提案書(事前)・(事後)の審査・確認は入札参加した工事のみ を対象とします。

なお、入札参加していない工事名・工事番号を削除しても問題ありませんが、誤って入札参加している工事名・工事番号が削除されている場合は、技術提案書(事前)・(事後)の提出がないものとして取り扱うので、ご注意ください。



- Q14 会社の商号又は名称が変更となった場合、企業の施工実績等はどうなりますか?
- **A14** 原則として、商号又は名称が異なる場合はその企業の施工実績として評価することはできません。

過去に企業合併等で商号又は名称を変更している場合は、法人格の同一性が確認できる資料等(競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届書、請負業者入札参加資格承継の承認について(通知)など)の写しを添付してください。



Q15 様式9(工事成績評定点)の提出について、具体的に教えてください。

#### A15 ●様式9(工事成績評定点)(技術提案書(事前))

- 工事成績評定点は、年度(6月1日以降公告、以下同じ)当初の入札参加時のみ様式9及び工事成績評定点通知書の写しを添付して下さい。以後は技術提案書審査通知書で県からお知らせした過去5年間の工事成績評定点の平均値を様式7-2(自己採点申告書)に記載することで、様式9及び工事成績評定通知書の写しの添付を省略します。
- なお、平均値の算出は落札者決定基準に記載のとおり、小数点以下 第3位を切り捨て、小数点以下第2位としてください。
- 総合評価落札方式の工種区分や発注部局により、提出していただく 工事成績評定通知書が異なりますので、落札者決定基準や様式に記 載されている区分を確認してください。特に、PC橋や鋼橋などは 総合評価落札方式での区分であり、登録業種ではありませんので、 注意してください。



U10

### 「企業の施工実績等」に関するQ&A

Q16 様式9(工事成績評定点)については、初回入札参加時のみ提出 することとなっていますが、詳しく教えて下さい。

# A16-1 令和元年度の総合評価落札方式の改正より、毎年6月1日以降 公告の工事の初回入札参加時に様式9を提出した場合は、2回目 以降の入札参加時には様式9の提出は不要となりました。ただし、 様式7-2(自己採点申告書)に様式9を初回提出した工事の公 告日、工事名、工事番号、及び技術提案書審査通知書で県から通 知された過去5年間の工事成績評定点の平均値を記載してくださ

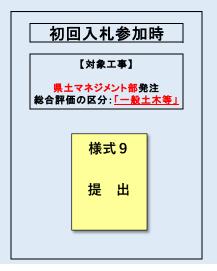
なお、下記のように工事成績評定点の評価対象が異なる工事に 初回参加する際は、その都度様式9を提出する必要がありますの で十分にご注意ください。

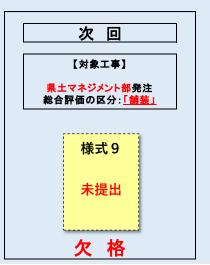
- 総合評価落札方式の区分が異なる工事 (「一般土木等」、「舗装」、「PC橋」、「鋼橋」等)
- 発注部局が異なる工事 (県土マネジメント部、食と農の振興部及び水循環・森林・景観環境部(森と 人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)、水道局)



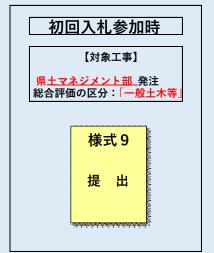
- 様式9(工事成績評定点)については、初回入札参加時のみ提出 Q16 することとなっていますが、詳しく教えて下さい。
- A16-2 例年、以下のような欠格が多数発生しておりますので、十分ご注 意ください。
  - 【例1】総合評価の区分が異なるが、様式9を提出されていない ことによる欠格
  - 【例2】部局が異なる(総合評価の区分は同じ)が、様式9を提 出されていないことによる欠格

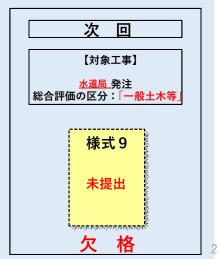
#### 【例1】





#### 【例2】







#### Q17 様式9(工事成績評定点)で、評価の対象となる工事について

「一般土木工事等」とは、下記以外の工事とします。

舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・ 解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事 を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事

と記載されていますが、具体的にどのような工事が「一般土木工事等」に該当するのか明記されておらず分かりにくいです。なぜこのような記載なのですか?

A17 「一般土木工事等」は、例えば造園工事から交通安全施設工事、 浚渫工事など多岐に渡る区分であることから、この様な記載と なっています。不明な場合は技術管理課へお問い合わせください。

> また、落札者決定基準の「区分」と入札参加資格の「登録業種」 は必ずしも一致しないので、案件ごとに公告資料をよくご確認く ださい。



Q18 様式9(工事成績評定点)の提出後、技術提案書審査通知書で県から通知された過去5年間の工事成績評定点の平均値が、こちらの把握していた平均値と異なっていましたがどうすればよいですか。

A18 工事成績評定点の平均点は、毎年6月1日以降公告の工事の初回参加時に提出される様式9の内容と県のデータベースを突合させています。両点数間に齟齬が生じた場合は、工事成績評定点の発出元に調査等行ったうえで導出された平均値が正しいものとして採用され、技術提案書審査通知書にて通知されます。

技術提案書審査通知書にて通知を受けた工事成績評定点の平均点に疑義がある場合は、通知を受けた時点で速やかに技術管理課品質管理グループにお問い合わせください。

開札後は工事成績評定点の平均点の修正はできませんので十分ご 注意ください。



- Q19 様式9(工事成績評定点)の添付資料がありません。どうすればよいですか?
- A19 工事成績評定点通知書を紛失した場合は、必ず発出元(技術管理課、該当土木事務所等)に問合せのうえ再発行の手続きを取ってください。

なお、様式9に添付する資料は工事成績評定点通知書のみとして ください。細目別評定点等を添付する必要はありません。



- Q20 様式10(工事表彰)の提出について、具体的に教えて下さい。
- **A20** ●様式10(工事表彰)(技術提案書(事後))
  - 評価の対象を奈良県表彰に限定している型式の場合、表彰状及び確認資料の添付は不要です。近畿地方整備局など奈良県以外の表彰を使用する工事については従前どおり、表彰状及び確認資料(コリンズ登録書等)の添付が必要です。
  - ・表彰の加点については、当該年度に1つの工種区分において、 複数の工事で複数の表彰を受けても、その企業に対し1表彰 として加点しています。



- Q21 当該年度(7月以降)に国土交通省近畿地方整備局からの表彰を 受けた場合、工事表彰の加点対象となるのでしょうか?
- A21 評価対象となるのは「当該年度を除く過去5年間に完成・引渡が 完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたもの」である ため、質問にある表彰を受けた後に公告された工事では加点対象 となります。

これは奈良県による表彰についても同様ですが、評価対象となる 表彰者は案件ごとに異なりますので、公告資料をご確認ください。

また、表彰の評価対象は発注工事と同一工種区分のみで、同一年度内に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して「1表彰」として評価します。発注区分を確認するため、表彰状の写しの他、コリンズ登録書(竣工登録)等、工事内容がわかる書類も添付してください。

なお、「表彰を受けた日」は、表彰状に記載の贈呈日付です。事 前通知や報道発表等は対象となりませんのでご注意ください。



Q22 様式11(ISO認証取得)の提出について、具体的に教えて下さい。

#### **A22** ●様式11(ISO認証取得)(技術提案書(事後))

- ・認証取得を証明する登録書・付属書の写しは、毎年6月1日以降公告の工事で、落札候補者となった初回の工事に写しを添付して下さい。 以後、落札候補者となった場合は、写しを添付した工事の「公告日・工事名・工事番号」を様式11に記載することで、「登録書・付属書の写し」の添付を省略します。
- また、落札候補者となった初回の工事が一般土木等で2回目が舗装の様に工事種別が異なる場合でも、2回目以降は添付不要とします。
- なお、年度途中に認証の更新をした場合は、更新後最初に落札候補者となった工事に写しを添付してください。
- ・4月1日から5月31日までの公告工事で落札候補者となり、ISO認証取得証明を添付した場合でも、6月1日以降の公告工事で、落札候補者となった初回の工事にはISO認証取得証明の添付が必要です。



Q23 様式12(配置予定技術者の実績)の記載方法について注意点を 教えてください。

#### A23-1

- ① 工事名・工事番号は予め入力されたものを消さないでください。
- ② 会社名を記載してください。なお、共同企業体の場合は、「〇〇・△△共同企業体 代表者〇〇建設株式会社」と記載してください。
- ③ 配置予定技術者の氏名を記載してください。なお、配置予定技術者等申告書に記載の氏名と一致しない場合は失格となります。

配直予定技術者の実績(同種工事の施工経験

工事名•工事番号:

会社名:

2

- ※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してくだ
- 事任補助制度を活用する 場合は、配置予定技術 者の年齢を記載してく ださい。

配置予定技術者の 氏名・年齢

氏名 (**3**) (必ず記入してください。) ④ ○○歳 —(専任補助者を配置する場合は 必ず記入してください。)

専任補助制度活用※

**⑤**有

- 無
- (いずれかを記入してください。)

専任補助者の氏名

6(専任補助者を配置する場合は必ず記入してくださり 7

ア 配置予定技術者(専任補助制度を活用 する場合は、専任補助者)の実績の 有無。いずれかを記入してください。

同種工事施工経験の有無

(7)有

無(いずれかる

- 5 専任補助制度の活用の有無。 専任補助制度を活用する場合は必ず「有」と記載
- 専任補助制度を活用する場合にのみ、専任補助者の 氏名を記載してください。なお、共同企業体の場合 は、その所属会社名も同時に記載してください。



Q23 様式12(配置予定技術者の実績)の記載方法について注意点を 教えてください。

#### A23-2

8 コリンズ登録書など、同種工事と 判断できる資料から、正確に転記 してください。

評価の対象となるのは、過去15年間(平成18年4月1日~本工事の公告日まで)に、元請(共同企業体の構成)員として請負った工事を含む。)の主任(監理)技術者・現場代理人として完成・引渡が完了した次の要件①~ののいずれも満たす最終請負金額(税込み)が2千5百万円以上の工事に従事した実績を有する場合です。

要件:①公告に明記した同種工事であること。

9 同種工事で従事した役職から、いず れかひとつを〇で囲んでください。

算果又はその他の地方公共団体の発注工事であること。 は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。 もよう日から遡り、1/2以上の期間配置されていること。

	工事名·工事番号	〇〇〇〇〇工事 第〇一〇一〇号 8	
	最終請負金額(税込み)	H	
同	発注機関	国土交通省○○・○○県・○○市町村	
種	工期(最終)	年月日~ 年月日	
T	(後事期間)	年月日~ 年月日	
事の	従事役職 9	主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者) 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)	-
概		(いずれかを記入してください。)	
要	工事内容	<ul><li>① コリンズ登録書など、同種工事と 判断できる資料から、正確に転記 してください。</li></ul>	



- Q24 配置予定技術者の実績として評価される「同種工事」は、どのように決められていますか?
- A24 当該工事の主要な工種(直接工事費が高い工種や構造上、重要な工種など)を、同種工事としています。 また、主要な工種において、一定規模以上の施工経験を求める場合は、面積等の条件を付加しています。
  - (例) 今回発注工事が 車道舗装工2000㎡の場合 同種工事の工種は<mark>車道舗装工</mark> 面積等の付加条件は、1000㎡以上(舗装の場合)

よって、同種工事の要件は 1000㎡ (表層・基層を合計しない) 以上の車道舗装工

なお、工事内容や現場条件により、技術提案を求める項目の工種 と、同種工事の工種が相違することもあります。



#### Q25 専任補助制度について教えて下さい。

A25-1 「専任補助制度」とは、満45歳以下の主任(監理)予定技術者に同種工事の実績がなくとも、実績のある専任補助者を現場代理人として配置する場合、専任補助者(現場代理人)の実績で評価するものです。

公共工事の品質確保に関して、将来の担い手確保が危惧されている一方、総合評価落札方式では、配置予定技術者の実績を評価するため、実績の少ない若手技術者の現場配置が、なかなか進まない状況にあります。そのため奈良県では、平成26年度から「専任補助制度」を導入しています。

この制度の導入により、工事完成後には若手技術者も実績を得ることができるようになります。

なお、専任補助制度を活用する場合は、必ず配置予定技術者の年齢が確認できる資料(運転免許証、健康保険証等のコピー※)を添付してください。 ※提出の際はQ38にご注意下さい



# Q25 専任補助制度について教えて下さい。

A25-2

#### 専任補助制度のイメージ

	配置予定技術者	専任補助者 (現場代理人)	評価
専任補助	施工経験あり		<b>○</b> Aさん:施工実績あり で評価
制度の 活用「無」	施工経験なし		<b>X</b> <u>Bさん</u> : 評価なし
専任補助 制度の 活用「有」	施工経験 <b>なし</b> かつ <b>45歳以下</b>	施工経験あり	<b>O</b> <u>Dさん</u> : 実績を評価



- Q26 様式12(配置予定技術者の実績)で、国、特殊法人等、公共法人とありますが、阪神高速道路株式会社や都市再生機構の発注工事は対象となりますか?
- A26 全ての標準型(WTOは除く)・簡易型・育成型の工事の落札者 決定基準において、「特殊法人等」と「公共法人」も対象として いますので、添付資料で確認できれば加点しています。
  - 「特殊法人等」とは 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第 一条の規定による主な例:旧道路公団、旧住都公団、旧水資源公団
  - 「公共法人」とは 法人税法第二条第五項に規定する別表第一による主な例:国立大学法人、地 方独立行政法人、地方公社、下水道事業団、土地改良区
  - ※現在上記法人であっても、国の直轄機関や奈良県の機関であった期間に完成・ 引渡が完了している場合は、国又は奈良県の発注として評価します。

(例:奈良県立医科大学)



Q27 同種工事になりうる過去の工事で現場代理人(施工時に資格未取得者)として配置していました。評価の対象となりますか?

A27 評価の対象となります。

ただし、現場代理人としての実績は、工期の完了日からさかのぼり、工期全体の1/2以上の期間配置されていたことを要件として付加していますので、ご注意下さい。

なお、工場製作を含む工事の場合は、現地施工期間の1/2以上 とします。



Q28 同種工事になりうる過去の工事で現場代理人として配置されていましたが、その工期中に主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を取得していました。この場合、現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として「配置予定技術者の実績」の加点対象となりますか?

A28 現場代理人として配置された工事の工期内に、その工事の内容に 応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を得た後、 その国家資格を有した状態で工期の完了日からさかのぼって工期 全体の1/2以上の期間配置された場合、現場代理人(同種工事 の施工時に資格取得者)の実績として評価の対象となります。

またこの場合、様式12(配置予定技術者の実績)には、同種工事の実績(配置期間含む)が的確に確認できる資料の他、当該国家資格を有した日(※1)が確認できる資料(監理技術者資格者証、合格証明書、登録証等)の添付が必要です。

※1起算日は、技術士にあっては登録日又は土木施工管理士の合格日です。 技術士第二次試験の合格日ではありません。



- Q29 同種工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料として、コリンズ竣工登録書、契約書、施工計画書、現場組織図の写し等を添付してくださいとありますが、すべて必要でしょうか?
- **A29-1** コリンズ登録書(竣工登録)のみで下記①~⑥が確認できる場合は、他の資料は不要です。

同種工事の判断は、様式12及びその添付資料のみに基づき行われるため、工事詳細が分かる資料を必ず添付してください。 これは、当該工事が奈良県の発注であっても同様です。

- ①その工事の発注者、工期
- ②その工事での役割(監理技術者、主任技術者、現場代理人)
- ③その工事に従事していた期間(竣工時に従事していることが分かる)
- ④同種工事で求めている工種及び施工数量
- ⑤配置予定技術者に完了・引渡しが完了した時の最終請負金額(税込み)が 2,500万円以上の施工実績を求めている簡易型②~標準型①において、 完成・引渡しが完了した時の最終請負金額(税込み)が2,500万円以上 であることが確認できること
- ⑥現場代理人として配置された工事であれば、当該工事で監理技術者になりうる資格を有していた者と確認できる資料(監理技術者資格者証のコピー等)



- Q29 同種工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料として、コリンズ竣工登録書、契約書、施工計画書、現場組織図の写し等を添付してくださいとありますが、すべて必要でしょうか?
- ▲29-2 コリンズ登録書は必ず竣工登録時のものを全頁添付するようにしてください。受注登録時・変更登録時のものや、一部のみのものでは資料として扱えない場合があります。

コリンズで竣工登録されていない、コリンズ登録対象外の工事である等、コリンズ登録書だけで竣工時の詳細が確認できない場合は、その工事に関するものであることが明確で、前頁記載の①~⑥が確認できる資料(次頁参照)を添付してください。

なお、コリンズの登録は、工事概要欄がフリー入力となっています。工種や施工数量、概要等を詳細に記入すれば、コリンズ登録書のみで同種工事の判断がしやすくなりますので、実績を漏れ落ちなく記入し、監督員に確認を取ったうえで登録してください。



Q29 同種工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料として、コリンズ竣工登録書、契約書、施工計画書、現場組織図の写し等を添付してくださいとありますが、すべて必要でしょうか?

#### A29-3 ●追加資料の例

- ・発注者が発行した施工証明書 (配置技術者の氏名、役割、従事期間、工種、数量等必要事項 が明記されているもの)
- 建設工事請負契約書(請負代金や工期等の変更の根拠が必要な場合等)
- ・ 金抜設計書、発注者が作成した図面・数量計算書 (工種、数量の根拠が必要な場合等)
- 施工計画書、現場組織図、主任技術者等選任届 (技術者の役割の根拠が必要な場合等)
- ※根拠とできる資料は、コリンズ登録書及び追加資料で、施工年度・工事名・路線河川名・工区名・工事番号等が確認でき、同一工事の関連資料と判断できるもの(変更がある場合は最終のもの)に限ります。



- Q30 様式12(配置予定技術者の実績(同種工事の施工経験))の添付資料として施工計画書を添付する場合、施工計画書一式を添付する必要はありますか。
- **A30** 施工計画書一式を添付する必要はありませんが、添付されている 抜粋が様式に記載の同種工事の施工計画書の一部であることが確 認できなければなりません。

施工計画書の抜粋にあたっては、同種工事であることが分かる箇所の他、表紙、目次、工事概要等、一連の施工計画書であることが分かる部分を抜粋してください。



- Q31 コリンズ登録書を添付しているのに、施工経験が認められないのは、どのような場合ですか?
- **A31** コリンズ登録書が下記のような場合は施工経験として認められませんので、発注者に問い合わせて登録内容を修正してください。
  - 主任(監理)技術者が同一工事に複数記載されており、誰がその工事の主たる 技術者であったのか判断できない。
  - ・工期延期に伴う変更登録時に技術者の従事期間の修正を行わなかったために工期と配置時期がずれており、竣工時に従事していたかどうか判断できない。
  - コリンズ登録書が受注・変更登録時のもので、竣工時の状況が判断できない。
  - ・配置予定技術者の実績に完成・引渡しが完了した時の最終請負金額(税込)が 2,500万円以上の施工実績を求めている場合に、コリンズ登録書が受注登 録や変更登録などで、竣工時の最終請負金額(税込)が、2,500万円以上 かどうか判断できない。
  - ・工事名(工事番号、施工箇所等も含む)が間違って記載されており、その工事のものと判断できない。
  - 工種名が適切でないため、求めている工種を確認できない。
  - 施工数量が条件である同種工事に対し、工事内容が「一式」と記載されており、 数量の確認ができない。



- Q32 下水道設備工事における、システム設計技術者の施工経験が認められないのは、どのような場合ですか?
- A32 同種工事として求める工種及び数量等の他、「システム設計技術者」としての従事経験が添付書類で確認できないと、「システム設計技術者」としての施工経験と認められません。

コリンズ登録書において「システム設計技術者」としての従事 に関する情報(従事者の氏名、従事期間、役割(主たるシステム 設計技術者として従事)等)の記載がない場合は、システム設計 技術者として従事した者の氏名、役割、従事期間等が明記された 発注者発行の施工証明書や、発注者の確認を受けた施工計画書等 を添付してください。

なお、図面や打合せ記録に押印があるのみ、または設計者として複数名記載されている等の場合は、主たるシステム設計技術者として従事していたことが確認できない為、評価できない場合があります。



- Q33 配置技術者の工事実績について、コリンズに登録されている技術者の従事期間は工期末ですが、工事が早期完了し検査・引渡が工期内に完了している場合、どのような資料を添付すれば早期完了済みと確認してもらえますか。
- A33 コリンズ登録書(竣工登録)の竣工登録日が工期内の場合は、技術者の従事期間にかかわらず、コリンズ登録書の竣工登録日を基準に早期の完了と判断します。

コリンズ登録書(竣工登録)の竣工登録日が工期末のままの場合は、発注者(土木事務所等)が発行する施工証明書等、工期内に施工が完了していることが分かる書類を添付してください。



Q34 様式13(アスファルトプラントの所有)の提出について、具体的に教えて下さい。

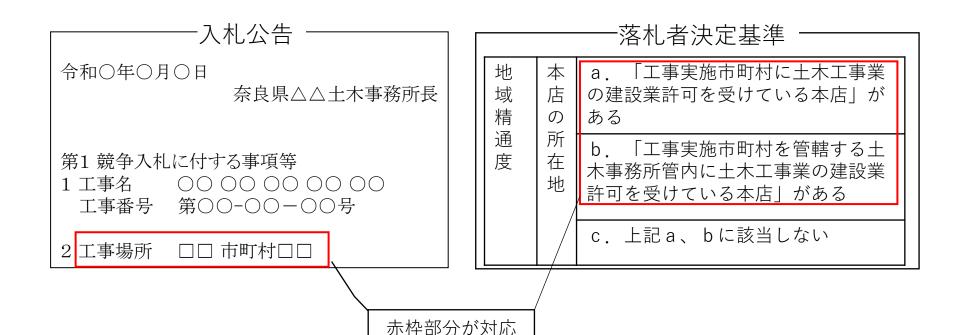
#### **A34**

- ●アスファルトプラントの所有(様式13)(技術提案書(事後))
  - ・単独所有しているアスファルトプラントの証明資料(※1)は、毎年6月1日以降公告の工事で、落札候補者となった初回工事にのみ添付して下さい。以後はプラントの稼働確認のため、公告日以降(公告日を含む)の出荷伝票の写し(詳細が明確に確認できるもの)を添付して下さい。
  - なお、共同所有しているプラントについては、落札候補者となった 場合に毎回証明資料(共同所有証明書)を求めますので、ご留意く ださい。
- ※1:単独所有の場合、地番の分かる施設配置図及び施設写真(写真内に公告日以降の日付がプリントされたものに限る。)を添付するとともに、以下のいずれかの資料の添付が必要です。
  - (1)公告日以降の日付で発行された建物登記簿謄本の写し (該当箇所をマーキング)
  - (2)公告日以降の日付で発行された固定資産評価証明書の写し (該当箇所をマーキング)
  - (3) 上記1. 2. の取得が困難な場合は、直近の出荷伝票の写し



#### Q35 地域精通度は入札執行事務所管内ではないのですか?

A35 地域精通度は工事場所を基準としています。従って、入札執行事務所管内に住所のある企業であっても評価対象とならない場合がありますので、案件ごとに入札公告資料をよくご確認ください。





- Q36 災害協定の添付資料に、公告日より前に取得した所属する団体・ 組織が発行する証明書の写しを添付してもいいですか?
- A36 公告日と同日以降に取得された証明書を対象としているため、公告日の前日以前に取得したものでは評価対象とはなりません。

また、複数工事が同時期に開札となる場合等を想定し、当該複数工事のうち最も早い日付に落札候補者となった工事において証明書の原本(所属する団体・組織が発行する証明書そのもの)を提出している場合に限り、他工事にて証明書の写し(原本をコピーしたもの)の添付を認めています。

なお、証明書の写しを添付資料とする場合は、原本を添付した工事詳細を様式の空欄部に明記してください。ただし、原本を添付した工事詳細が記載されていても、写しの添付が無い場合は評価の対象となりませんのでご注意ください。



Q37 「デジタル技術活用型」のデジタル技術の活用において、自動追 尾型トータルステーションを活用する場合、国土地理院の登録機 種でなければいけませんか。

A37 国土地理院の登録機種である必要はありません。 ただし、活用するにあたり、以下の2つの条件を満たしているも のを使用してください。

- ①自動追尾機能を有しており、一人での作業が可能であること
- ②工事着手時に実施する下記のような工事測量での使用が可能で あること
  - 測量標(仮BM)設置の測量
  - 工事用多角点設置の測量
  - 用地境界測量
  - 中心線測量
  - 縦断測量
  - 横断測量



Q38 配置予定技術者(専任補助制度、若手・女性チャレンジ)に関する確認について、保険証等の写しは必要ですか?

A38 年齢や性別確認のために、被保険者証等の写しの提出が必要な場合があります。

ただし、令和2年10月1日より健康保険法等が改正され、被保険者証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号について、原則として、本人確認等を目的として当該番号等の告知を求めることが禁止となり、保険者番号及び被保険者等記号・番号を複写又は転記することができなくなりました。

従って、被保険者証等を複写する際は、 下記部分をマスキングしてください。

- 被保険者等の記号・番号
- 保険者番号
- QRコード





- Q39 「地域防災力強化型」の様式14-2(社会・地域貢献(建設機械の保有台数))について、製造・車体番号の欄には何を記載すればいいですか。
- A39 製造・車体番号の欄には、ダンプトラックであれば車検証に記載の車台番号、バックホウ、ブルドーザー、トラクターショベルであれば、特定自主検査記録表に記載の製造番号を記載してください。



- Q40 「地域防災力強化型」の様式14-2(社会・地域貢献(建設機械の保有台数))に添付する建設機械の全景写真について、撮影日の日付のプリントはどうすればいいですか。
- **A40** 写真の撮影日が公告日以降であることが分かればどのような方法でも構いません。黒板、電子黒板、デジタルカメラの日付表示機能等を使用してください。



- Q41 「地域防災力強化型」の様式14-2(社会・地域貢献(建設機械の保有台数))について、評価対象の建設機械として4機種が指定されていますが、同じ機種を複数台記載しても評価の対象となりますか。
- **A41** 様式に記載する建設機械の機種については、下記の4種類の中からであれば、重複して選んでも問題ありません。
  - ①バックホウ
  - ②ダンプトラック
  - ③ブルドーザー
  - ④トラクターショベル

なお、「地域防災力強化型:簡易型②」については、下記のとおり規格の指定がありますのでご注意ください。

- ①バックホウ(バケット容量山積O.45m3以上)
- ②ダンプトラック(最大積載量2 t 以上)
  - (③ブルドーザー、④トラクターショベルは規格を問わない)



Q42 「地域防災力強化型」の様式14-2(社会・地域貢献(建設機械の保有台数))について、契約期間が設定されていないレンタル契約を更新し続けて1年以上になる建設機械の保有は「長期リース(1年以上)」に該当しますか。

**A42** 一時的な使用を目的とするレンタル契約は評価の対象外です。

また、リース契約においても契約期間が継続的に1年以上あること、その期間内に公告日を含むことが契約書等で確認できない場合は評価の対象外です。

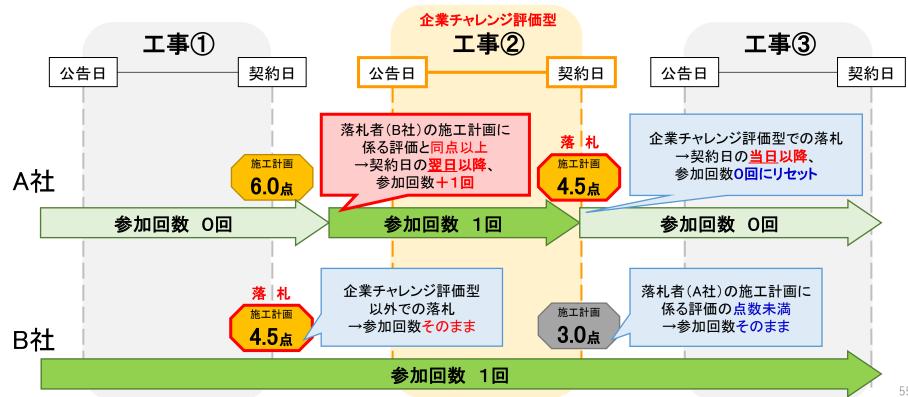


- Q43 「地域防災力強化型」の様式14-3(社会・地域貢献(従業員の雇用人数))に添付する出勤簿又は賃金台帳について、公告日を含めた4ヶ月分とはどの期間のことを指しますか。
- A43 公告日の属する月とその直近3ヶ月分です。

例えば、7月20日公告の工事の場合、4月、5月、6月、7月 分の添付が必要となります。



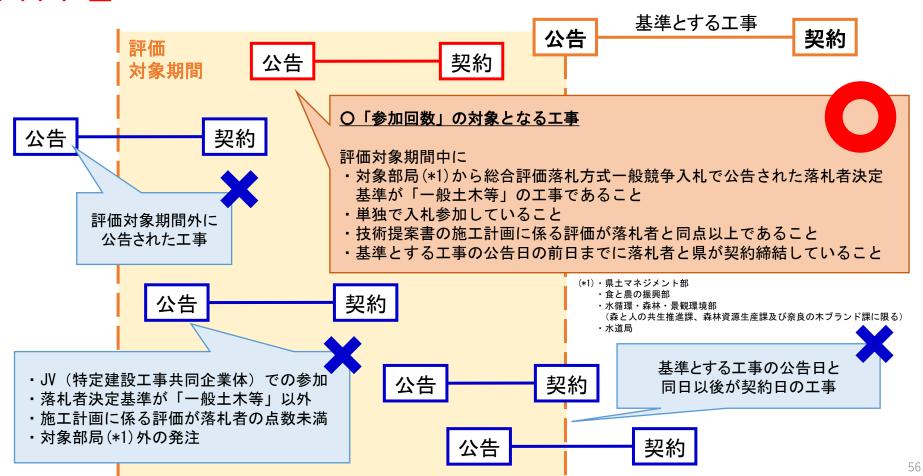
- 「企業チャレンジ評価型」の参加回数について、数え方を教えて Q44 ください。
- 「参加回数」は、「技術提案書の施工計画に係る評価が落札者と A44-1 同点以上となった工事へ参加した回数」を数えるものです。





Q44 「企業チャレンジ評価型」の参加回数について、数え方を教えてください。

A44-2 「参加回数」の対象・対象外は下図のとおりです。





- Q45 「企業チャレンジ評価型」の参加回数について、公告日の前日までに契約締結した工事が対象とありますが、他社が落札した工事の契約日はどのように調べればいいですか。
- A45 開札録に記載される「契約(予定)日」をもって契約日とします。 開札録は奈良県入札情報サービスシステム(PPI)で確認してく ださい。

なお、PPI上での開札録の公開は、「当該工事の契約を締結した 日の属する年度の翌年度末」までとなり、以後は閲覧できなくな りますので、参加回数の対象となる工事の開札録及び技術評価点 内訳書は事前にダウンロードしておいてください。



- Q46 「企業チャレンジ評価型」の参加回数の対象となる工事が一括審 査方式(取抜け)適用工事である場合の、参加回数の数え方を教 えてください。
- **A46** 入札参加した案件数が参加回数の対象となります。

例えば、2案件が対象の一括審査方式(取抜け)適用工事で2案件ともに入札参加し、それぞれの案件で技術提案書の施工計画に係る評価が落札者と同点以上となった場合、参加回数は「2回」です。



- Q47 技術提案をどのように作成したらいいか分かりません。
- A47 技術提案を作成する際には、まず標準案が何かを考えて下さい。

県では、総合評価落札方式で発注する工事の特記仕様書に、参考 として「技術提案に関する事項」を記載しています。

また、一般的な事項として「土木工事共通仕様書」「土木請負工事必携」「土木工事施工管理基準」、工事ごとに作成する「特記仕様書」、その他基準書、メーカーの施工要領などを踏まえ、工夫を考えて下さい。

なお、記載内容については、先にも説明しているとおり、できるだけ詳細に、できれば図なども利用してわかり易く記載して下さい。



- Q48 技術提案(様式8)の評価(審査)の考え方を教えて下さい。
- A48 落札者決定基準に記載している「適切である」とは、現地の現場 条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえ、設計図面及び 仕様書等に示された内容に対し、同等以上と認められるものとし ています。

まず「設計標準仕様は何か」を確認し、その上で提案内容について、現場条件をふまえ施工可能か判断しています。

個々の提案内容については、「与条件との整合性」、「施工上の工夫」、「実施の確実性」、「具体的な根拠及び効果」等の着目点より、「優れた工夫」、「工夫」「上記には該当しない」の3段階(標準型は「特に優れた工夫」を加えた4段階)で評価します。

また、評価を客観的に行うために、評価基準を設けています。



#### Q49 技術提案に対する評価基準とはどのようなものですか?

A49 評価基準は、年度当初に総合評価審査委員会事務局(技術管理課)で決定し、当該年度の6月1日以降に公告した工事より適用、 1年間運用しています。そのため、評価が変動することはありません。

> なお、年度途中で評価基準にない「新たな提案内容」が出された 場合には、その都度、委員会で評価基準を決定し、その後はその 基準に基づいて評価します。

> ただし、同じ評価項目に対し同じ技術提案があった場合でも、現場条件により適正な評価基準を用いますので、同じ評価になるとは限りません。



#### Q50 評価項目や評価内容はどのように決めているのですか?

A50 評価項目及び評価内容の素案は、担当事務所と事業担当課が検討・作成しています。

その後、総合評価審査委員会事務局(技術管理課)でも検討のうえ、ガイドラインでも掲載している手順を経て、決定しています。



- Q51 これまで評価されていた提案が、一般に普及したという理由で評価されなくなる場合はありますか。
- A51 一般に普及した提案とは、「土木工事共通仕様書」、「土木請負工事必携」、「土木工事施工管理基準」に記載される等、「標準となった提案」のことを示し、その場合は評価されなくなります。

引き続き、当該現場条件において、直接効果が見込める提案の提出をお願いします。



#### Q52 現地の状況を理解して審査しているのでしょうか?

#### A52

総合評価審査委員会事務局(技術管理課)では、設計図、特記仕様書、積算資料、写真、その他必要な資料に基づき、複数の担当者により現地状況を確認しています。

また、必要に応じて事務所の担当者に聞き取りを実施し、さらに情報が不足する場合は事務局が直接現地視察を行っています。

これらの現地状況の情報を踏まえ、総合評価審査委員会において、 技術提案の審査を行っています。



#### Q53 技術提案書の審査は恣意的に行われていませんか?

**A53** 技術提案書については、恣意性を排除した中立かつ公正な審査を 厳粛に行うため、技術管理課とは別の部署の担当者がマスキング による匿名化処理(A社、B社・・・、AA社、AB社・・・) を行っています。

> 従って、技術管理課による審査、評価(案)作成及び総合評価審 査委員会のすべての段階において、技術提案書は会社名の特定で きない匿名状態で処理されます。

> 技術提案のヒアリングを行う場合も同様に、会社名等が特定できないよう配慮しています。



Q54 技術提案は、高度な内容ほど評価されるのでしょうか。

A54 技術提案の評価は「その現場で、どのような効果があるか」に着目して評価します。

評価の際には、提案内容が高度かどうかではなく、施工場所において、一定以上の効果が、確実に期待できるかどうかを判断しています。

また、効果についても、なぜそのような効果が期待できるかについて、提案者の説明に加え、県でも一般的な情報としての裏付けを確認しています。

そのため、一般化していない独自の技術(裏付け情報の乏しいもの)については、提案書1枚で全てを説明することが難しく、評価に至らない場合があります。



Q55 「1提案中には、提案を1つのみ記載」となっていますが、その 趣旨を教えてください。

A55

1提案中に、表題を設けることにより数多くの提案を箇条書きで羅列する提案が見受けられることもあり、入札参加者の過度な競争とならないよう、また過剰な履行義務を課さないよう、一体的でない複数の内容を含む提案を制限することとしています。

趣旨をご理解いただき、より良い工夫の提案をお願いします。



- どのような提案は、複数提案と見なされるのですか。 Q56
- **A56-1** 所定提案数の超過や、一体でない複数の内容を含む提案は複数提 案で提案数が超過したと判断し、当該評価項目の全ての提案を評 価対象外(0点)としています。
  - ●所定の提案数を超過したもの
    - 【例】最大2提案(様式に記載しています)までとしているにもかかわらず、 3提案以上記載されたもの。特に、育成型①の「企業チャレンジ評価型」 および簡易型②の「地域防災力強化型」は、1提案のみとなっており、 2提案記載すると、複数提案となりますので、ご注意ください。
  - ●1つの提案内に関連性のない内容が複数記載されており、 一体と見なせる十分な説明がないもの
  - 【例1】~のため下記提案を実施します。
    - 1.00を実施します。
    - 2.◇◇を実施します。

    - 3.××を実施します。 の様に箇条書きや表組の場合
  - 【例2】「~のため○○を実施します。また◇◇も実施します。」の様に、 一体と見なせる関連性の説明が十分でないもの



- Q56 どのような提案は、複数提案と見なされるのですか。
- A56-2 なお、一体的な提案とは、1つの提案内に「工夫A」と「工夫B」が含まれているとき、双方の工夫に下記のような直接的な関係性がある場合を言います。
  - ①工夫Aの効果を発現するために、工夫Bが必要である場合
  - ②工夫Aと工夫Bが同種の資材、機器等に関するものである場合
  - ③工夫Aと工夫Bを、同じ時期、同じ場所で組み合わせて実施することにより、特定の対象に対して相乗効果の発現を図ることができる場合

など、

「工夫A」と「工夫B」の間などに直接的な繋がりが認められない(十分な説明がない)提案は、複数提案となりますので、注意してください。



#### Q57 複数提案がどのようなものか、よく分かりません。

**A57-1** 奈良県の総合評価落札方式では、技術提案において工夫の組合せを認めていないわけではありませんが、どうしても一体と見なせない場合は、委員会で複数提案と判断しています。

品質管理、例えば「コンクリートのひび割れ防止」について言えば、工夫の実施目的、実施対象、実施時期、使用材料など、様々なアプローチの仕方があり、組合せのパターンも非常に多く考えられ、提案内容履行の際に「過大な負担」となりがちです。

そのため、品質管理に関しては、複数と判断する基準を細かく分け、受注後の負担をできるだけ軽減するよう考えています。

これらのことから、「品質管理」は複数提案になりやすい項目と言えます。



Q57 複数提案がどのようなものか、よく分かりません。

A57-2 一方、「安全管理」や「施工管理(騒音対策・粉じん対策・濁水対策)」については、効果を発揮するために組合せが必要なもの、組合せが同一の対象になされるもの、組合せにより相乗効果を発揮するものなど、工夫に直接的な関連性があり、一体として機能する場合が多くあります。

そのため、これらに関しては、一概にどこからが一体でないと見なしにくいため、複数提案になりにくい項目と言えます。

なお、複数提案の判断はできるだけ最小限にとどめていますが、 過去にいずれかの提案で複数と判断した内容については、公平性 の観点から継続して複数提案としています。



- Q58 技術提案(様式8)に「具体的な提案内容」と「具体的な根拠及び効果」とありますが、何を記載すればよいのですか?
- A58-1 「具体的な提案内容」には、「何のために何を実施するのか」、 数量、規格、製品名、期間、場所、寸法等を詳細に記載してくだ さい。詳細とは、提案内容が明確にわかることを言います。 また、技術提案の評価は「具体的な提案内容」のみで行いますの で、「具体的な根拠及び効果」には提案内容を記載せず、提案内 容に関する具体的な根拠と効果を記載してください。 「具体的な根拠」としては、現地条件を踏まえた裏付けになる情 報などを言います。また「効果」としては、実施することにより どのような効果が発揮できるのかを具体的に記載してください。 新技術や評価基準にない部分は「具体的な根拠及び効果」を参考 に確認しています。



# Q58 技術提案(様式8)に「具体的な提案内容」と「具体的な根拠及び効果」とありますが、何を記載すればよいのですか?

A58-2

#### 様式参照

#### 様式8-2 ②品質管理 様式8-4 ④施工管理 【様式8-2】 【簡易型② 一般土木等】 ② 品質管理(品質管理に係る技術的所見) ④ 施 エ 管 理(施工管理に係る技術的所見) 工事名・工事番号 工事名・工事番号 会社名 会社名 品質管理について提案 施工管理について提案 〇〇について提案・実施する。 ○○について提案・実施する。 を求める事項 (発注者が、求める技術提案の具体的な内容について記載します。) を求める事項 (発注者が、求める技術提案の具体的な内容について記載します。) (最大2提案まで記載できます (最大2提案まで記載できます 品質管理に関する具体的な施工計画 施工管理に関する具体的な施工計画 提案 1 〇具体的な提案内容 「具体的な提案内容」 ※この欄に記載された内容を「提案内容」として、評価の対象とします。 ※この欄に記載された内容を「提案内容」として、評価の対象とします。 ※この欄には、「何のために何を実施するのか」、数量、規格、製品名、期間、場所等 **※この欄には、「何のために何を実施するのか」、数量、規格、製品名、期間、場所 等を** 詳細に記載してください。 ※1提案中には、提案を1つのみ記載することとし、明らかに この欄に記入された提案内容 ※1提案中には、提案を1つのみ記載することとし、明らかに 一体的でない提案が含まれる場合は、当該提案は評価対象外となります。 のみを評価しています。 一体的でない提案が含まれる場合は、当該提案は評価対象外となります。 また、簡条書きなど提案の羅列については、工夫相互の関連性の また 第条書きたど捍案の器列については エキ相互の関連性の 説明が不十分で、一体的と見なすことができない場合がありますので 説明が不十分で、一体的と見なすことができない場合がありますので 注意してください。なお、この欄には冒頭に「表題(タイトル)」「概要」等は 注意してください。なお、この欄には冒頭に「表題(タイトル)」「概要」等は 「具体的な根拠及び効果」 設けないものとします。 ※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とし、これより ※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上と1... これより 小さい文字を使用した場合け経価対象机となります 使用するポイント数が 小さい文字を使用した場合は評価対象外となります。使用するポイント数が 分からない場合や手書きの場合は、この注意書きの文字の大きさ以上で 分からない場合や手書きの場合は、この注意書きの文字の大きさ以上で 13 この欄に記入された提案内容 ※この欄には、20行以内に記載することとし、指定した行数を超えた部分について は評価の対象となりません。 ※この欄には、20行以内に記載することとし、指定した行数を超えた部分については、 ただし、この欄の記載が20行未満の場合は、この欄の空白行を削除しても構いませ 新技術や評価基準に無い提案 ただし、この欄の記載が20行未満の場合は、この欄の空白行を削除しても構いません ※表については、表中で文字行が最も多い行数を数えることで、評価の対象とします はこの部分を参考に確認して 19 ※この欄には、写真、図面、グラフ、フロー図等は使用しないでください。使用し います。 ※この欄には、写真、図面、グラフ、フロー図等は使用しないでください。使用した場合は ○ 具体的な根拠及び効果 〇 具体的な根拠及び効果 ※この欄には、「具体的な提案内容」欄の提案の根拠、実施による効果を具体的に記載してください。 ※「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価の対象となりません ※この欄には、「具体的な提案内容」欄の提案の根拠、実施による効果を具体的に記載してください。 ※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とします。 ※「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価の対象となりません。 「説明資料 ※この欄に使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とします。 ○ 説明資料(写真、位置図、図表、カタログの写し等) ○ 説明資料(写真、位置図、図表、カタログの写し等) ※この欄には、「具体的な提案内容」欄、「具体的な根拠及び効果」欄の説明に使用する資料 位置図、図表、カタログの写し 等) を添付してください 写真や図面を使用した補足資 この欄には、「具体的な提案内容」欄、「具体的な根拠及び効果」欄の説明に使用する資料(写真、 ※「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価の対象となりませ、 ※この欄は、文字の大きさに制限はありません。資料はカラー可とします。 付置図、図表、カタログの写1、等)を添付してください。 「具体的な提案内容」欄に記載すべき内容は、この欄に記載されても評価の対象となりません。 ※説明資料を使用しない場合、この欄は設けなくても構いません。 ※この欄は、文字の大きさに制限はありません。資料はカラー可とします。 ※説明資料を使用しない場合、この欄は設けなくても構いません。



# Q59 技術提案(様式8)は、文書だけでなく、写真、図面、グラフ などを使って説明しても良いのですか?

#### A59

- ・文書のみで説明が困難な場合、写真や図面を使用した方が明確 に説明できる場合など、補足資料として様式8の「説明資料」欄 に記載してください。
- ・「具体的な提案内容」を当該欄に記載せず、「具体的な根拠及び効果」欄や「説明資料」欄に記載した場合は、評価対象となりませんので、注意してください。
- ・図面を使用して説明する場合、断面図や構造図のみでは実施範囲が不明、位置図(平面図)のみでは構造が不明となり、評価されない場合があるので注意してください。
- 「具体的な提案内容」と「説明資料」の記載内容が一致していない場合や、図等が鮮明でなく判断できない場合も、評価されない場合がありますので、注意して下さい。

特に、当該工事に無い工種を記載した場合、欠格になりますので 十分注意して下さい。



#### Q60 提案枚数を超過した場合は、欠格となりますか?

#### A60

提案数を超過した場合、欠格にはなりませんが、指定提案数以上は複数提案となり、その評価項目は〇点となります。

また、枚数を超過した場合は、超過したページに記載された提案は、審査・評価の対象となりません。制限枚数を超過して添付された参考資料も、審査・評価の対象となりませんので、参考資料を添付する場合は、枚数(様式に記載しています)内に収めてください。

なお、評価項目において、「(I)及び(I)については、必ず提案すること」と記載されている場合に、どちらかの提案が欠落している場合は欠格となります。

【注意】企業チャレンジ評価型:育成型①、地域防災力強化型: 簡易型②の施工計画に係る技術的所見および標準型の場合、1項目につき1提案となっています。2提案を提出した場合、複数提案となり評価が0点となります。



- Q61 技術提案(様式8-1~様式8-4)について、20行の行数制限を超過した場合は、欠格となるのですか?また、標準型の工事では、技術提案(様式8-5~様式8-7)に20行の行数制限はないのですか?
- ☆ 大格にはなりませんが、指定した行数を超えた部分については、評価対象外となります。
  様式8-1~様式8-4に限り、「具体的な提案内容」欄に20行の行数制限を設けておりますので、注意して下さい。ただし、表を使用する場合は、一番多い行数で数えることとなりますので注意して下さい。なお、写真、図面、グラフ、フロー等は評価の対象外となりますので、補足資料として技術提案の「説明資料」欄に記載して頂きますようお願いします。

また、標準型(様式8-5~様式8-8)の工事では、20行の 行数制限はありません。



Q62 入札手続における「設計図書等に関する質問」で、技術提案に関する質問に回答しないのは、どうしてですか。

#### A62

「〇〇に対して××することは評価の対象となりますか」「□□の対象範囲は△△と考えていいですか」など、技術提案の評価内容に関連する質問は、事前審査となる恐れがあるため回答していません。

技術提案は、入札金額の範囲内で適切に実施できる内容を記載して下さい。

なお、明らかに評価対象としない部分は、技術提案の評価内容に「~は除く」、「~に関する提案に限る」等のかたちで明記し、お知らせしています。



- Q63 同じ「評価項目・評価内容」の複数の工事に、同じ内容の提案を しましたが、評価結果が異なっているのは、どうしてですか。
- A63 技術提案の評価の際には、同じ「評価項目・評価内容」であっても、各工事毎に現地の条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて、設計図面及び仕様書等に示された内容に関し、適切な提案となっているかどうかを評価しています。 そのため、同じ内容の提案であっても、現地の条件や工事内容により、評価は変わります。



評価されなかった提案まで実施しないといけないのですか。 Q64

#### A64

評価されなかった技術提案に含まれる工夫は履行義務がないこと とし、技術提案書審査通知書に適否を記載のうえ事前通知します ので、入札金額を積算する際の参考としてください。

ただし、技術提案の適否に関わらず、設計図書等で実施義務があ るものについては、従来どおり実施する必要がありますので、施 工計画書に盛り込むようにしてください。

なお、評価されたにもかかわらず、施工計画書を作成する段階 (当初契約直後)で、自己都合により実施しない場合は重大な契 約違反となり、これにより契約の目的を達することができないと 判断し、技術提案不履行、契約解除となる場合があります。

- 【例】・特殊な施工機械の使用を計画していたが、金額が合わず、または、 空き機械が無くリースできなかった。
  - 事前確認を怠り、地主が反対したため、借地できなかった。
  - 材料メーカーの説明を鵜呑みにしたが、実際には使用できないこと がわかった。
  - 技術提案に記載している資材等の納入が遅れ、現地で採用できなかった。



#### Q65 品質管理に関する提案が評価されません。

#### A65

品質管理については、まず標準でどこまでやらなければならないかを、共通仕様書や特記仕様書等で確認してください。その上で、どのような工夫があるか、検討してください。施工時に実施義務があるものについては、技術提案として評価できません。ただし、品質管理についてはいろいろなアプローチの仕方や組合せが考えられるため、複数提案とならないよう、十分注意して下さい。

また、技術提案で使用する「製品」については、何を使用するのか分かれば十分であり、カタログのように詳細に記載していただく必要はありません。それよりも、その製品をどのように使用するのかを、「数量、規格、製品名、期間、場所」等について、できれば図等を交えて具体的に記載してください。

なお、施工手順はいくら詳細に記載されても、あくまでも手順として、必然的に実施されるものであるため、根拠として不十分です。同様に「丁寧に行います」「十分に行います」という表現も、根拠として評価できません。



#### Q66 安全管理に関する提案が評価されません。

A66 安全管理については、履行時に過大な負担とならないよう、いろいるいる制限(評価内容に記載)を設けています。まず、どのような工夫が提案対象となるのか、検討して下さい。

また、技術提案の評価では、県が定めている評価基準を、その工事の現場条件・施工条件に照らして、有効かどうか確認し、工事ごとに判定します。

なお、極端に施工範囲の一部に限定した提案や、一方向のみに着 目した提案は、効果も限定的となりますので、注意して下さい。



#### Q67 施工管理に関する提案が評価されません。

A67 例えば、河川工事などの濁水対策については、どこから発生する 濁水に対する提案なのか、対象となる放流先ごと(河川、水路、 貯水池等)の状況を踏まえた提案になっているか、使用する資材 や機材は現場条件に対して適切か、設備の大きさや構造が十分か、

> 大きさや構造を文章で説明するのが難しい場合は、提案内容に応 じた図面や配置箇所図等を記載していただいても大丈夫です。

などの観点によりその提案が効果的かどうか評価しています。

提案の際には、現地の状況を十分確認のうえ、上記の観点を踏まえ、提案するようにしてください。なお、騒音・粉塵対策についても、同様の考え方で評価しています。



- Q68 技術提案が全く評価されていません。理由を教えてください。
- A68-1 個別の理由について、回答することは出来ません。 参考に、評価できない事例を掲載します。
  - ①「状況に応じ〜」「必要に応じ〜」「〜した場合は〜」のような、確実に実施するかどうか不明で曖昧な表現を含んでいる場合(上記のような表現でなくとも、提案全体として曖昧な表現になっている場合も同じです)
  - ②内容のみで「具体的な根拠や効果」が記載されていない場合、 または判断できない場合
  - ③内容の詳細(大きさ、材料、頻度、配置箇所、期間等)が不明 な場合
    - ・使用する資材の品名・型番・規格・製造会社、設置場所・期間・構造、表現内容などについて具体的な記載がない提案は、効果が確認できず評価に至らない場合があります。提案内容に応じた図面や配置箇所図等を記載して下さい。



#### Q68 技術提案が全く評価されていません。理由を教えてください。

#### A68-2 ④発注者のみで判断できない内容を含んでいる場合

- ・地権者、警察、その他関係機関との協議が必要で、提案内容の実現性が発注 者のみで判断できない場合(安全管理に関する対策において、発注者のみで 判断できない提案内容を記載されている場合が多いので、ご注意下さい。)
- 仮設通路等で、十分な安全性が確認できない場合
- ⑤同一対象に対する同種の工夫による提案を、提案1、提案2に 分割して記載した場合
  - 効果が小さいとして、評価に至らない場合があります。
- ⑥評価項目・評価内容に直接効果があると認められない場合
- ⑦提案数が指定した数を上回っている場合(その複数提案として 評価項目の全ての提案が評価対象外)、提案書の枚数が指定し た枚数を上回っている場合(超過したページに記載された内容 は評価対象外)



#### Q68 技術提案が全く評価されていません。理由を教えてください。

#### A68-3 ⑧提案内容が下記に該当する場合

- <u>当然</u>
  - 共通仕様書、特記仕様書、請負必携、品質管理基準、法令等により、当然 実施すべきもの
- <u>標準</u>
  - 金抜設計書、図面等に示された内容を、不足なく実施するもの
- <u>手順</u>
  - 施工上の手順であり、必然的に実施することになるもの
- <u>配慮</u>
  - 社会通念上、当然配慮されるべきもの
- <u>内容不明(詳細不明)</u> 内容が不明で、どのように実施されるかわからないもの
- 効果不明 提案されているような効果が検証(裏付け)できないもの
- 効果少
  - 一定の効果が認められるものの、効果がきわめて限定的なもの



#### Q69 提案が、どうしても「優れた工夫(3点)」になりません。

- A69-1 優れた工夫と評価できない理由として、下記のようなものが考えられます。
  - ①提案内容の詳細が不明な場合

技術提案(様式8)の但し書きで「数量、規格、製品名、期間、場所」等を詳細に記載するようお願いしています。これは、受注後、施工計画書作成の際に、提案内容を適切に反映させるためです。

また評価の際にはこれらの情報を元に、一定の効果があると認める提案は「工夫」として、更に内容が十分と認める場合には「優れた工夫」として評価します。一方、情報が不足している場合には、評価に到らないこともあります。

#### ②提案内容が、評価内容に合っていない場合

技術提案が過度な負担とならないよう、提案範囲を制限しています。「〇〇に関する提案を除く」と記載がある場合には、それに関する提案は評価の対象となりません。

また「安全管理」では、求める区間を限定するため「〇〇の提案に限る」「〇〇に関する提案に限る」「〇〇及び前後××m区間に限る」など具体的な制限を行っています。「昼間施工時における」「夜間開放時における」等の時期に関する記載にもご注意下さい。



#### Q69 提案が、どうしても「優れた工夫(3点)」になりません。

A69-2 優れた工夫と評価できない理由として、下記のようなものが考えられます。

#### ③同種効果に関する提案の場合

「安全管理」や「施工管理(騒音、粉じん、濁水)」では、同じような効果が期待できる工夫がありますが、これらの工夫を必要以上に組み合わせても、より良い工夫と評価するわけではありません。これについても、過度な負担とならないよう、基準を定めているためです。



Q70 去年と同じ提案内容では、評価されなくなりました。オーバースペックな提案をしないといけないのですか。

A70 評価基準については、新たに評価したい内容を盛り込んだり、当初の見込みよりも効果が低いことが判明した提案や、提案を実施することで周辺環境等に悪影響を及ぼすことが判明すること等があるため、年に一度更新しています。

なお、提案が評価されなくなったことにより、年毎に評価が厳しくなっているように感じられると思いますが、オーバースペックな提案を求めているのではなく、その現場で有効な工夫を評価していますので、新たな観点での提案をお願いします。



- Q71 国土交通省では、技術的ダンピング防止のためオーバースペックによる技術提案を認めていないところもあると聞いていますが、 奈良県の場合はどうですか?
- A71 現状では、オーバースペック防止に対する規定は設けていません。

ただし、現地状況等を勘案して、必要であれば発注者側で計上すべき内容(交通誘導員に関する提案、コンクリートの配合に関する提案等)を技術提案の対象外とするなど、技術提案を求める範囲を限定したり、複数提案を制限するなどの取り組みは行っています。



Q72 現在評価されている提案は費用がかかりすぎと感じます。 以前評価されていた提案でも、評価基準が変わってしまうので、 基準が変わる毎にオーバースペックの提案にしないと評価してい ないのではないですか?

A72 評価基準と提案内容にかかる金額は一切関係がありません。

費用をかければ評価されるようになるという事はありませんので ご了承ください。



# Q73 「施工者希望 I 型」の様式8-8の記入方法について教えてください。

#### A73

#### 提案1

当該工事の土工において、ICT施工技術を建設生産プロセスの各段階で活用する場合、左端の「□」チェック欄に「■」と記入してください。

- □ ICT活用工事(土工)(①~⑤全てでICT施工技術を活用)を実施
- □ 簡易型ICT活用工事(土工)(①~⑤の段階のうち②④⑤の全てでICT施工技術を活用)を実施

#### どちらかを選択しチェックを入れるのみ

【施工者希望 I型:簡易型② 一般土木等】 ② 品 質 管 理(品質管理に係る技術的所見) 工事名·工事番号 会社名 〇〇について提案・実施する。 (発注者が、求める技術提案の具体的な内容について記載します。) 品質管理に関する具体的な施工計画(ICT技術の活用に関する具体的な施工計画) 提客1 記入してください。 □ ICT活用工事(土工)(①~⑤全てでICT施工技術を活用)を実施 □ 簡易型ICT活用工事(土工)(①~⑤の段階のうち②④⑤の全てでICT施工技術を活用)を実施 建設生産プロセスの 作業内容 適用技術·機種 注1 に記載の(1)~(8)の施工技術を用いた起工測量 ①3次元起工測量 ※採用する具体の技術は受注後の協議により決定する。 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成を実施しなけ 23次元 設計データ作成 【作業工種】 提削工 3次元MC(マシンコントロール)または3次元MG(マシンガイダン ·盛土(埋戻)工 ③ICT建設機械によ 路体盛土工 路床盛土工 ※当該工事に含まれる左記の【作業工種】のいずれかでICT建設機械 を活用すれば良い。 ・注2. に記載の(1)~(9)の施工技術を用いた出来形管理 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※採用する具体の技術は受注後の協議により決定する。

※「①3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。

※締固め作業が工事内容に含まれない場合は、本技術は本表の対象外とする。 ※現場条件等から、TS・GNSSによる締固め回数管理技術の実施が適さないと 判断される場合は、従来手法(砂置換法、RI等)で管理することを認める。

·TS·GNSSによる締固め回数管理

【品質管理】

- □ ICT活用工事(土工)(①~⑤全てでICT施工技術を活用)を実施
  - →30点
- □ 簡易型ICT活用工事(土工)(①~⑤の段階のうち②④⑤の全てでICT施工技術を活用)を実施
  - → 1.5 点

【様式8-8】



- Q74 「地域防災力強化型:簡易型②」の様式8-9(保有資源等の活用方法)について、主たる工種をすべて下請業者で施工する場合、主たる工種における「自社施工方法及び保有資機材の活用方法」の記載は不要ですか。
- A74 様式8-9(保有資機材の活用方法)は、「主たる工種」における「自社(受注者)による施工法」や「自社(受注者)の保有資機材の活用方法」に関する施工計画を記載するものです。

従って、「自社(受注者)による施工法」や「自社(受注者)の 保有資機材の活用方法」が無い場合、該当項目の記載は不要です。

ただし、様式8-9の提出そのものが無い場合は、提出を求める様式が不足しているものとして欠格となり、入札参加が認められません。必ず「工事名・工事番号」及び「会社名」は記載のうえ、様式8-9を提出してください。



Q75 配置技術者を途中交代させた場合に工事成績評定点が減点される のはどのような時ですか。また、なぜ減点されるのですか。

A75 配置技術者の途中交代に関して工事成績評定点が減点されるのは、 技術提案書において同種工事の施工経験が評価された配置技術者 が途中交代する際に、後任者の同種工事の施工経験に関する評価 が前任者と同等以上とならない場合です。

本来、配置技術者の交代については、後任者の技術力が前任者と同等以上に確保されているとともに、工事の継続性や品質確保等に支障がないことが認められる場合に限り認められます。

総合評価落札方式において配置予定技術者の実績(同種工事の施工経験)が評価されたうえで受注者となった以上、工事の品質の確保の観点から、配置技術者の交代に際しては前任者と同等以上の評価を受けうる実績を持つ技術者を配置しなければなりません。

# <del>京良県</del> その他

## Q76 企業の施工実績等について、個々の内訳(評価調書)は公表して もらえますか?

A76 「技術提案書審査通知書」で入札参加が認められている場合に限り、開札録公開後(契約が成立し、PPIに掲載された後)に自社の点数について個別面談による公表が可能です。入札が中止になった場合、辞退された場合も同様です。ただし、他社の点数については、個人情報(企業が不利益を被るおそれがある内容)を含むため、非公表としています。

面談を希望する場合は、必ず事前に技術管理課宛にその旨電話連絡したうえで、技術管理課へご来課ください。なお、面談は自社所属の人間のみとし、他社所属の人間の同席は認めません。またその際、身分証明として、①写真付きで本人確認ができるもの、②自社所属が確認できるものが必要です。

【例】監理技術者資格者証(①+②) 運転免許証等(①)+健康保険証(②)



#### Q77 技術評価点の1提案毎の評価結果を、公表してもらえますか?

A77-1 評価した提案は『〇』で、評価とならなかった提案は『一』で表し、開札後に各社一覧で開札録とともに公表しています。 なお、提案毎の個別の点数(1.5点または3.0点)および評価理由(非評価理由)については公表していません。

#### (技術評価点内訳書公表例)

	評価項目						
入札者氏名	施工計画				^ W ~ to /-	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	++-/+==π/ <del></del>
	品質管理		安全管理		企業の施工実績 等	加算点計	技術評価点
	提案1	提案2	提案1	提案2	T T		
A 社	0	_	0	0	5. 5	14. 5	114. 5
	3.	0	6.	0	5. 5		
B 社	_	_	0	_	6. 5	9. 5	109. 5
	0		3.	0	0. 5	9. 5	109. 5
C 社	0	0	0	0	6 5	17 0	117 0
	6. 0		4.	5	6. 5	17. 0	117.0
D 社	_	_	_	_	7 5	7 5	107 5
	(	)	(	)	7. 5	7. 5	107. 5



#### 〇77 技術評価点の1提案毎の評価結果を、公表してもらえますか?

A77-2 また、評価しなかった提案の履行は免除されることから、審査通知書でも技術提案の適否を「〇」と「一」で通知しています。

#### 技術提案書審查通知書 (例)

株式会社 〇〇建設 代表取締役 〇〇 様

奈良県知事

貴社が提出された技術提案書等提出書に対し、総合評価審査委員会で、審査・評価をした結果、 適正と認められるので、入札参加資格を再度確認のうえ技術提案書(下記の提案ごとの評価を参 照)に基づく施工計画により入札してください。これに違反した場合は入札を無効とします。

公告日	平成23年6月15日	
工事名	道路改良事業	
工事番号	第 O-Δ-× 号	

23年度 に追加・

		施工	計画	
J	品 質	管 理	施工	管 理
$\Big]$	提案1	提案2	提案1	提案2
	0	0	_	0

※評価された提案(上記表中の〇)については、履行義務があります。



#### Q77 技術評価点の1提案毎の評価結果を、公表してもらえますか?

A77-3 総合評価委員会で「複数提案」と判断された場合、審査通知書の施工計画欄に、「(複)」と記載しています。

#### 技術提案書審査通知書 (例)

株式会社 〇〇建設 代表取締役 〇〇 様

奈良県知事

貴社が提出された技術提案書等提出書に対し、総合評価審査委員会で、審査・評価をした結果、 適正と認められるので、入札参加資格を再度確認のうえ技術提案書(下記の提案ごとの評価を参 照)に基づく施工計画により入札してください。これに違反した場合は入札を無効とします。

公告日	平成23年6月15日	
工事名	道路改良事業	
工事番号	第 O-Δ-× 号	

	施工計画				
	品 質	管 理	施 工	管 理	
	提案1	提案2	提案1	提案2	
記載 ——	(複)		_	0	

※評価された提案(上記表中の〇)については、履行義務があります。